

「JI 監督委員会 Q&A セッション」 傍聴報告

2012 年 11 月 26 日
一般社団法人海外環境協力センター (OECC)

本傍聴報告は、2012 年 11 月 26 日～12 月 7 日にカタール・ドーハで開催された国連気候変動枠組条約第 18 回締約国会議 (COP18) において開催されたサイドイベントの傍聴報告です。

- タイトル：JI 監督委員会 Q&A セッション (Joint Implementation Supervisory Committee (JISC) question and answer session)
- 日時：2012 年 11 月 26 日 (月) 13 : 15-14 : 45
- 主催：JI 監督委員会、UNFCCC 事務局
- 会場：Press Conference Room2
- プレゼンター：Wolfgang Seidel (JISC 議長)、Carola Borja (JISC 副議長)、Benoit Leguit (JISC 委員)、Andrew Howard (UNFCCC 事務局職員)

■ 概要

冒頭、JI 監督委員会の Wolfgang Seidel 議長より、これまでの JI 制度の成り立ちと JI プロジェクトの進捗状況¹について報告がなされた。

続いて、2012 年中の JISC における主な作業として、CMP7 要請に基づき、1) JI ガイドラインの改善・見直し、2) 京都議定書第 1 約束期間 (CP1) から CP2 への移行期間中

¹表 1. JI プロジェクト登録件数

Track1 (ITL 提出済み件数)		452 件
Track2	PDD 公開	327 件 (PoA : 1 件)
	有効性決定	49 件
	検証報告書	89 件

表 2. ERU 発行状況

発行年	Track1	Track2	合計
2008	120,000		120,000
2009	4670,641	1324,448	5,995,039
2010	28,033,010	2921,570	309,545,80
2011	86,702,910	5,818,250	93,521,168
2012	292,909,787	7,998,839	300,906,626
合計	412,436,356	19,063,107	431,499,463

表 1、表 2 の出所：JISC 発表データを基に OECC が作成

における ERU 発行に係る対応策の検討が進められた旨説明がなされた。

1. JI ガイドラインの改善・見直し

- JI ガイドラインの改訂作業は、制度全体を見直す形で進められたとして、具体的には、中央集権型の統治体制を維持しつつ、現行 2 つの Track で実施されている JI プロジェクトの確認手続を、それぞれ最適な要素を残して 1 本化し、また、プロジェクト登録をホスト国に移譲する等、手続の簡素化やよりホスト国参加型の仕組みを意識した改訂がなされた旨、Seidel 議長より説明がなされた。主な改訂内容は、表 3 の通り。

表 3. JI ガイドラインにおける主な改訂 (案)

<p>1) JI 審査・登録手続きを一本化 現行の 2 つの Track による JI 審査・登録手続の特長を一本化</p> <p>2) ホスト国の権限を拡大 JI プロジェクト登録は当該プロジェクトのホスト国が実施</p> <p>3) 新統治組織 (New governing body) の設置 制度全体の監督 規制基準の策定 (例: ベースライン方法論、追加性要件、MRV 等) 認定独立組織 (AIE) の認定 ERU 発行/JI 登録簿 (JI registry) の運営</p> <p>4) JI 活動定義の拡大 (Definition of activities) プロジェクト分野の拡大に加え、JI 制度におけるセクター別、または政策ベースでのアプローチの実施も検討</p> <p>5) AIE 認定手順 CDM 制度における認定運営組織 (DOE) 認定手順との適合する形を検討</p>

出所: UNFCCC 発表内容を基に OECC が作成

2. CP1 から CP2 への移行期間中の措置

- CP2 の開始時期が定まっていない中で、JI プロジェクトは CP1 終了後も継続されていくため、CP2 が開始されるまでの移行期間中の ERU の発行については、以下の(a)、(b) のどちらの対応をとるべきか、CMP8 に決定を要請した旨報告がなされた。
 - a) ホスト国が ERU を発行し、国別登録簿に CP2 の AAU が発行された後に、移行期間中に発行された ERU 発行量に一致する CP2 の AAU もしくは RMU を控除する
 - b) CP1 の調整期間末 (the end of the CP1 true-up period²)、もしくは CP2 の AAU や RMU が割り当てられるいずれか早いタイミングまで、ホスト国が CP1 の AAU、または RMU を ERU として発行する

² 調整期間の終了日は、CMP 指定日 (未定) の 100 日後とされている。

■ 質疑応答

Q1 (Carbon Market Watch) : 現在の市場価格は停滞しており、その理由の一つとして、クレジットの過剰供給、つまり、削減需要を上回る状況が挙げられると思うが、そこでどの国が **JI** のホスト国となりえるか？現在、**JISC** の提案では、**CP2** での削減義務を負う締約国がホスト国となるとしているが、それが必ずしも環境十全性を担保しうるか疑問。野心的な **GHG** 削減目標が設定されることが、特に **JI** では必要だと思うが、現状はそうではないなかで、もし、**2020** 年までの削減目標を下回るホスト国があれば、ホットエアの取引がなされるだけではないか？

A1 (Seidel 議長) : そもそも **JISC** はホスト国の規定を行ってはいない。それは、締約国が決定することだ。どのくらいの削減義務を持った国が **JI** においてホスト国として適格かといったことも含めてである。現状のガイドライン改訂は、京都議定書第 **6** 条に沿って行ったものであり、それ以外の問題について回答・対応することは困難である。

Q2 (ウクライナ国立環境センター) : ウクライナにおける **JI** プロジェクトについて調査を行ったところ、多くのプロジェクトにおいて追加性が認められなかった。我々の見解では、**JI** においては、肝心の国際的監視システムが施されていないことが原因と見ている。そこで質問だが、**Track** の **1** 本化によって、ホスト国の判断のみでプロジェクト登録が実行されることになるが、どうやって環境十全性を確保するつもりか？

A2 (Seidel 議長) : 環境十全性の確保については、改訂版ガイドラインにおいて様々な解釈が示されていると思っている。例えば、新統治組織においては、強制基準を策定する権限が与えられており、その中にはもちろん、事前の措置として、環境十全性の確保も含まれる。また、**ERU** の発行プロセスにおいては、同統治組織が、プロジェクト実施後に問題を特定した場合には、発行手順を中止することも可能である。

Q3 (不明) : 追加性の確保は、ガイドラインの改訂によって改善されたのか？

A3 (Seidel 議長) : 改善したはずだ。追加性については、改訂ガイドラインにおいて、ポジティブリストの導入を検討している。ホスト国により作成され、それを基に統治組織が詳細化する作業が施されることを想定している。

Q4 (Global Voices (豪州 NPO)) : **CP2** への移行期間における **ERU** の発行措置として、**2** つのオプションを示しているが、オプション **1** において、多くのホスト国における **ERU** はホットエアが対象と想定されるが、新統治組織はどのように環境十全性を担保するのか？また、オプション **2** についても、**CP1** の **AAU** が活用できるとのことだが、それらの多くが余剰 **AAU** であり、同じように環境十全性が担保できるのか疑問である。

A4 (Seidel 議長) : 勘違いをされているようだが、新統治組織が、環境十全性を確認でき

るのは、活動ベースにおいてのみである。各国の数量目標（QELROs）とはリンクしていない。

Q5 (Carbon Market Watch) : 改訂版ガイドラインでは、事前考慮（prior consideration）が求められていないようだが、プロジェクト登録時点で環境十全性が担保されるのか？また、既存のプロジェクトのクレジット期間の更新についての詳細も記載されていないようだが。

A5 (Seidel 議長) : 改訂版ガイドラインの paragraph 31(b)にてその必要性を求めている記載がある。既存のプロジェクトのクレジット期間更新については、確かに記載がないので検討の必要がある。なお、2013年以降に登録されるプロジェクトに関しては、paragraph 35にて、10年以内の活動であれば、認定独立組織の妥当性審査を受け、クレジット期間の更新を行うことができる等、詳細な説明が記載されている。

A5 (UNFCCC 事務局) : 補足として、新しいJI制度では、別のCDM制度を作ろうとしているわけではなく、もともと参加国において追加性が確保されていることを念頭にガイドラインを作っているのだから、CDMと同じような追加性要件は必要ないと思っている。

Q6 (不明) : CDM政策対話の提言書の中で、市場の健全化を図るために、CDM理事会に対して、CERの供給過剰への早期対処を求めているが、これはJISCにも言えることだとすると、どのような指令が考えられるか？

A6 (Seidel 議長) : 質問に対する回答は明確で、CMPからJISCに対してそのような問題へ対応するよう指令が必要だ。

Q7 (グレナダ政府関係者) : セクター別や政策ベースのアプローチでどう追加性を確保するのか？

A7 (Seidel 議長) : まだ実施されていないため、今後検討する必要があるが、難しい問題であることは確かである。

A8 (ウクライナ国立環境センター) : ベースラインの設定での環境十全性の担保はどのように行うのか？

Q8 (Seidel 議長) : 改訂版ガイドラインの paragraph 29 と 30 に詳細が記載されているので参考にしてほしい。

以上

(報告者 : OECC 古宮祐子)

COP18 サイドイベント傍聴報告については以下をご覧ください。

日本語版 : http://www.mmechanisms.org/relation/details_oecc_COP18report.html

英語版 : http://www.mmechanisms.org/e/relation/details_oecc_COP18report.html